

スマイルカードについて

2019年7月1日

総合体育館と南市民プラザトレーニング室を無料でご利用いただけるスマイルカード（黄色）は、現在は東京都多摩障害者スポーツセンターの改修工事に伴う暫定措置として発行していますが、6月24日に国立市の規則が改正され、7月以降は本格実施となります。該当する方は窓口で申請してください。

【対象者】

国立市民で次に該当する方。なお、在学・在勤は含みません。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④東京都多摩障害者スポーツセンターの利用証をお持ちの方
- ⑤国立市福祉サービス受給者証をお持ちの方
- ⑥特別支援学級等への在籍が確認できる書類

例 「就学・転学等相談について（通知）」

「国立市特別支援教育に係る支援方法等の検討結果承認書（通知）」

「国立市特別支援教育に係る「支援方法の追加」承認書（通知）」

【申請方法】

前述の手帳か受給者証等（①～⑥）をお持ちください。なお、手帳等に国立市の住所が記載されている必要があります。また、東京都多摩障害者スポーツセンターの利用証の場合は国立市民であることを確認できる保険証や免許証等が必要です。

5分間程度お待ちいただければ、その場でスマイルカード（紫色）を発行します。

【利用期間】

発行日から3年間です。

【介助者】

- ・介助者も無料です。複数人でも構いません。
- ・介助者が卓球をしたり泳いだりすることはできません。

【その他】

- ① スマイルカードを忘れた場合は無料で利用できません。ただし、手帳等で確認できれば無料で利用できます。
- ② 9月末までは現在発行しているスマイルカードも利用できます